

**国際教養大学図書館棟空調設備更新工事
に係る条件付き一般競争入札の公募について**

国際教養大学図書館棟空調設備更新工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、国際教養大学契約事務規程第10条の規定により公告する。

令和5年9月4日

公立大学法人国際教養大学 事務局長 小野 正則

1 入札に付する事項

(1) 工事名及び数量

国際教養大学図書館棟空調設備更新工事 一式

(2) 工事の仕様等

入札説明書及び設計書による。

(3) 予定工期

令和5年10月2日(月)から令和7年11月21日(金)まで

(4) 施行場所

秋田市雄和椿川字奥椿岱地内 公立大学法人国際教養大学

(5) その他

本入札においては、最低制限価格を設定する。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 国際教養大学契約事務規程(平成16年規程第88号。以下「契約規程」という。)第8条及び第9条に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 令和5年度秋田県建設業者等級格付名簿の「給排水暖冷房衛生設備工事A級」に登録されていること。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による管工事業の特定建設業許可を受けていること。
- (5) 管工事業について、請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- (6) 建設業法第3条に規定する営業所のうち、主たる営業所(県内業者に準ずる県外業者の場合は営業所)を秋田県内に有すること。この場合において、県内業者に準ずる県外業者とは、次のすべての要件に該当するものとする。

- ア 建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有すること。
- イ 秋田県内の従たる営業所の社員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用去れている者及び常勤の役員に限る。）の合計が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であること。
- (7) 1級管工事施工管理技士の資格を有する者（入札参加者の構成員と直接的な雇用関係にあり、かつ入札参加資格の確認の日以前に6月以上の恒常的な雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）として本工事に配置できること。
- (8) 公告の日から過去2年間に国、地方公共団体又は本学との間で本工事と種類又は規模をほぼ同じくする工事（以下「同種工事」という。）を2回以上施工し、これらをすべて誠実に履行した証（契約書及び当該契約に係る支払いを確認できる資料等）を提出できること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、秋田県又は本学の指名停止の措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び設計書の交付をする場所並びに問い合わせ先
郵便番号 010-1292 秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱193番地2
公立大学法人国際教養大学事務局総務課 加藤、高階
電 話 018-886-5865
ファクス 018-886-5910
- (2) 入札説明書及び設計書の交付方法
国際教養大学職員の労働時間、休日又は休暇等に関する規程（平成16年規程第34号）第7条に規定する休日（以下「大学休日」という。）を除き、入札公告の日から令和5年9月21日（木）までの間、午前9時から午後5時までの時間に随時交付する。

4 入札参加資格確認申請

入札に参加しようとする者は、次により理事長に申請し、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類等
- ① 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - ② 2-(3)～(8)の要件を確認できる書類

③ 契約規程第12条第2号に該当する場合は、当該要件を確認できる書類

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

(3) 提出期間

大学休日を除き入札公告の日から令和5年9月21日(木)までとし、最終日は午後5時までに提出場所必着とする。

(4) 提出場所

3-(1)と同じとする。

5 入札執行の日時及び場所

令和5年9月28日(木) 午後2時

公立大学法人国際教養大学 管理棟4階 第2会議室

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約規程第11条及び第12条に規定するところによる。

(2) 契約保証金

契約規程第21条及び第22条に規定するところによる。

7 その他

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

契約規程第15条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

契約規程第29条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で入札し、かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、くじにより決定する。

(4) その他

その他詳細は、入札説明書による。